

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害等にあわれた皆さまに対する相談対応等について

今般の台風にかかる災害等により被害にあわれた皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当連合会では、今般の災害等により被害にあわれた皆さまを対象に、下記 2.「主な対応事項」に関するご相談をご利用の JF マリンバンク店舗で受け付けております。ご利用の JF マリンバンク店舗での対応が困難な場合には、下記 1.「JF マリンバンク災害等相談窓口」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. JF マリンバンク災害等相談窓口

<https://www.jfmbk.org/support/saigaisoudan.html>

2. 主な対応事項

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災者等の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
また、当該預金等を担保とする貸付にも応じます。
- (4) 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立できることといたします。
- (5) 今回の災害等のため支払いができない手形・小切手については、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮をいたします。
また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
- (6) 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
- (7) 災害等の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等の影響を受けているお客様の便宜を考慮し適時的確に応じます。
- (8) 窓口の営業時間外で現金の入出金をご希望の場合は下記掲載の ATM をご利用ください。

<https://higashinihon.jf-mbk.org/tenpo/>

【本件に関する問い合わせ先】

本店 総合企画部

TEL : 043-216-3010

以上